

令和5年和泉市教育委員会第12回定例会

日 時：令和5年12月21日（木） 午後4時00分から

場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第42号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則の制定について

5. 承認事項

- （1）令和5年和泉市議会第4回定例会における補正予算について
案件1 民間保育所等物価高騰対策支援事業

6. 報告事項

- （1）和泉市立学校における働き方改革の取組指針（案）について
- （2）医療的ケア機能を備えた認定こども園の運営事業者決定について

7. その他

8. 閉会

教育長の報告（令和5年11月9日～12月20日）

<u>11月10日（金）</u>	校長期中面談・学校訪問（伯太小学校・和泉中学校）
<u>11月11日（土）</u>	三市一町中学生のメッセージ～青少年は地球の宝～ （関空泉大津ワシントンホテル）
<u>11月12日（日）</u>	第19回和泉市長杯サッカー大会（関西トランスウェイススポーツスタジアム） くぼそう・超茶会（久保惣記念美術館） 和泉市PTA協議会 研究大会（和泉シティプラザ 弥生の風ホール）
<u>11月15日（水）</u>	大阪府都市教育委員会連絡協議会 泉北・泉南ブロック都市教育委員会研修会 （SORA RINKU（泉南りんくう公園内））
<u>11月16日（木）</u>	令和5年度第3回総合教育会議（3A・3B会議室）
<u>11月17日（金）</u>	校長期中面談・学校訪問（国府小学校・北池田中学校）
<u>11月19日（日）</u>	和泉市交響楽団第46回定期演奏会（和泉シティプラザ 弥生の風ホール）
<u>11月20日（月）</u>	第19回中学校道徳教育研究発表会 堺・泉北大会（テクスピア大阪） はたちのつどい企画委員との懇親会（3A・3B会議室）
<u>11月21日（火）</u>	大阪府都市教育長協議会秋季研修会（たかいし市民文化会館）
<u>11月22日（水）</u>	校長期中面談・学校訪問（北松尾小学校・青葉はつが野小学校・緑ヶ丘小学校）
<u>11月23日（木）</u>	日本菊花全国大会表彰式（スターゲイトホテル関西エアポート）
<u>11月24日（金）</u>	大阪府都市教育長協議会臨時役員会・予算要望説明会（アウィーナ大阪）
<u>11月26日（日）</u>	第45回和泉商工フェスタ（和泉シティプラザ） いずみ国際交流フェア（和泉シティプラザ）
<u>11月27日（月）</u>	令和5年和泉市議会第4回定例会＜議案審議＞（議場）
<u>11月28日（火）</u>	校長期中面談・学校訪問（南池田小学校・南池田中学校）
<u>11月30日（木）</u>	令和5年和泉市議会第4回定例会＜厚生文教委員会＞（委員会室）

- 12月 1日（金） 臨時校長会議（3－1、3－2会議室）
- 12月 2日（土） 太鼓クリエーション（和泉シティプラザ 弥生の風ホール）
エクタ デイ（南部リージョンセンター）
- 12月 3日（日） 第45回和泉会長杯少年軟式野球大会（光明池球技場）
- 12月 5日（火） 令和5年度第1回文化財保護審査会（3－1 会議室）
人事評価調整会議（3－2 会議室）
- 12月12日（火）～14日（木） 令和5年和泉市議会第4回定例会＜一般質問＞（議場）
- 12月15日（金） 令和5年和泉市議会第4回定例会＜議案審議＞（議場）
- 12月19日（火） ライオンズクラブ薬物乱用防止教室（北池田中学校）
- 12月20日（水） S T F（主体的・対話的で深い学び）会議（教育センター）

議案第42号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則の制定について

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則を次のように制定する。

令和5年12月21日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

理 由

和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けて、教育職員を一般職の任期付職員として市費負担で採用するに当たり、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（令和5年和泉市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（号給の格付）

第2条 条例第2条第3項の教育委員会規則で定める初任給の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、その職務について有用な経験を有する等、任命権者が認める場合においては、それより上位の号給とすることができる。

（教員特殊業務手当）

第3条 条例第4条第1項第3号の教育委員会規則で定める対外運動競技等は、児童又は生徒の参加が学校により直接計画され、及び実施される運動競技等であって学校教育活動として行われるものとする。

2 条例第4条第2項の表の右欄の教育委員会規則で定める場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された非常災害の際に学校の管理下において行われる、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務に従事した場合とする。

（義務教育等教員特別手当）

第4条 条例第5条第2項の教育委員会規則で定める義務教育等教員特別手当の月額、別表第2のとおりとする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた市費負担教育職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった者を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32

年和泉市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された市費負担教育職員の義務教育等教員特別手当の月額、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 育児休業法第18条第1項又は和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第4条各項の規定により採用された市費負担教育職員の義務教育等教員特別手当の月額、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により規則で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(準用)

第5条 前各条に規定するもののほか、市費負担教育職員の給与等については、府費負担教職員(常勤の講師に限る。)の例による。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	号給
博士課程修了	45号給
修士課程修了及び専門職学位課程修了	33号給
大学卒	25号給
短大卒	17号給

別表第2（第4条関係）

号給	月額
	円
1	11,500
2	11,600
3	11,700
4	11,800
5	11,900
6	12,000
7	12,100
8	12,200
9	12,400
10	12,500

11	12, 600
12	12, 700
13	12, 900
14	13, 100
15	13, 200
16	13, 300
17	13, 500
18	13, 700
19	13, 800
20	14, 000
21	14, 200
22	14, 300
23	14, 400
24	14, 500
25	14, 800
26	14, 800
27	14, 800
28	14, 900
29	15, 000
30	15, 100
31	15, 200

32	15,300
33	15,500
34	15,600
35	15,700
36	15,800
37	16,000
38	16,100
39	16,200
40	16,300
41	16,600
42	16,700
43	16,800
44	16,900
45	17,100
46	17,200
47	17,300
48	17,400
49	17,600
50	17,700
51	17,700
52	17,800

53	18, 000
54	18, 100
55	18, 100
56	18, 200
57	18, 400
58	18, 500
59	18, 500
60	18, 600
61	18, 800
62	18, 900
63	18, 900
64	19, 000
65	19, 200
66	19, 300
67	19, 300
68	19, 400
69	19, 600
70	19, 700
71	19, 800
72	19, 900
73	20, 000

74	20, 100
75	20, 200
76	20, 200
77	20, 400
78	20, 500
79	20, 500
80	20, 600
81	20, 800
82	20, 800
83	20, 900
84	21, 000
85	21, 000
86	21, 100
87	21, 100
88	21, 200
89	21, 400
90	21, 400
91	21, 500
92	21, 500
93	21, 600
94	21, 700

95	21, 700
96	21, 800
97	21, 900
98	22, 000
99	22, 000
100	22, 100
101	22, 100
102	22, 100
103	22, 200
104	22, 200
105	22, 300
106	22, 300
107	22, 300
108	22, 300
109	22, 400
110	22, 400
111	22, 400
112	22, 400
113	22, 500
114	22, 500
115	22, 500

116	22, 600
117	22, 700
118	22, 700
119	22, 700
120	22, 700
121	22, 700
122	22, 700
123	22, 800
124	22, 800
125	22, 900

令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会における補正予算_物価高騰に対する市独自支援策

補正予算説明書（民間保育所等物価高騰対策支援事業）

こども未来室

1 補正の金額

歳出 12,150 千円

2 補正の理由

安定的な市民サービスの確保のため、物価高騰の影響を受けながら市民サービスの提供を継続する市内民間保育所、認定こども園、私立幼稚園等に対して、施設の規模に応じて物価高騰支援を行うため、補正予算要求するものです。

3 支援金の内容

○対象、金額

(市内民間保育施設及び私立幼稚園)

保育所 2 園、認定こども園 23 園、小規模保育事業所 1 園

幼稚園 4 園、認可外保育事業所（居宅訪問型事業を除く。） 20 園

(11 月 1 日時点の児童数に応じて支援金の額を決定)

区分	支援金	園数	合計金額
40 人未満の園	50 千円	17 園	850 千円
40 人以上 80 人未満の園	100 千円	5 園	500 千円
80 人以上 120 人未満の園	200 千円	3 園	600 千円
120 人以上 160 人未満の園	300 千円	8 園	2,400 千円
160 人以上 200 人未満の園	400 千円	7 園	2,800 千円
200 人以上の園	500 千円	10 園	5,000 千円
総計		50 園	12,150 千円

4 補正の内容

○令和 5 年度一般会計補正予算 抜粋

歳出

3 民生費 2 児童福祉費 3 保育所費 804001 保育所等運営事業 18 負担金補助及び交付金

(単位：千円)

細目	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	説明
負担金補助及び交付金	0	10,800	10,800	民間保育所等物価高騰対策支援金

9 教育費 4 幼稚園費 1 幼稚園管理費 804003 幼稚園運営事業 18 負担金補助及び交付金

(単位：千円)

細目	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	説明
負担金補助及び交付金	0	1,350	1,350	私立幼稚園物価高騰対策支援金

→市全体に交付される 328,288 千円の交付金の一部を充当予定

和泉市立学校における働き方改革の取組指針(案)について

和泉市教育委員会

1.はじめに

学校を取り巻く環境は、社会の急激な変化に伴い、より複雑化・困難化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められています。また、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に身につけられるよう、学校教育の改善・充実がこれまで以上に求められています。

併せて、これらの対応を進める上で、教員の業務は多様化し、拡大していることから「教員の働き方改革」は喫緊の課題となっています。本市においては、独自の施策も実施するなど業務改善に取り組んでおり、一定の成果も見られているところです。しかしながら、教員の長時間勤務の抜本的な解消や学校教育環境の更なる充実に向けては、今後も継続的な取組が必要です。

今般、和泉市教育委員会では、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、「和泉市立学校における働き方改革の取組指針」を策定しました。

今後は、本指針に基づき、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図ります。

2.本市の働き方改革の目的

- (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- (2) 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

3. 教職員の時間外勤務時間の軽減

『和泉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和5年6月22日)』

※一部抜粋

●「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

●上限時間の原則に対する例外

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において時間外在校等時間が45時間を超える月数について6箇月

4. 和泉市教育委員会、学校の責務

(1) 和泉市教育委員会の責務

和泉市教育委員会は本市立学校の服務監督権者として、本指針を踏まえ、教職員の働き方改革及びその推進に向けて継続的に取り組みます。

(2) 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組みを実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属教職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属教職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組みを実施します。

<働き方改革のポイント>

○目的の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

○意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人ひとりが組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと。また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

○業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

5. 教員の負担軽減に寄与するこれまでの取組み

(1)働き方に関する意識改革を図る取組み

①「学校閉庁日」の設定（平成 30 年 8 月から）

- ・教職員が一斉に休暇等を取得し、学校に勤務しない日（8 月 9 日～15 日の間でうち 4 日間）を設定することにより、教職員の心身のリフレッシュ及び休暇取得の推進を図っていく

②「出退勤管理」の設定（平成 30 年 10 月から）

- ・校務支援システムを活用し、客観的に各教職員の時間外在校等時間を可視化することにより、教職員の健康管理を促す

※令和 5 年 10 月から校務支援システムの更新に伴い、端末のタッチパネルにより客観的に各教職員の時間外在校等時間を把握

③ 部活動の在り方に関する方針(令和 5 年 9 月から 改訂版)

- ・適切な休養日及び勤務時間の設定について、学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする

(2)業務改善推進の取組み

①「介助員」「支援員」の配置

- ・障がいのある児童生徒へ日常生活や学習活動のサポートを行う

②「学校図書館司書」の配置（平成 12 年から）

- ・学校図書館の管理、運営、学校図書館を活用した授業等の支援を行う

③登下校の見守り活動の実施

- ・地域のボランティア「見守り隊」等の活動により、児童生徒の登下校の安全確保を行っているこれにより、地域の方による児童生徒の登下校の安全が図られている

④「学校看護師」の配置

- ・日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍する学校に対し、学校看護師を配置することで、児童生徒及びその保護者が安心して学校生活を送ることができる環境を構築している。今後も、専門性を持った職員が医療的な対応を担う

※令和 5 年度 小学校 5 校 中学校 1 校に配置

⑤「スクール・ソーシャル・ワーカー」の活用（平成 21 年から）

- ・市内 9 中学校区にスクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校アセスメントや目的に応じた各種会議の組織的な運営について、管理職等と連携し推進している。子ども達の置かれた様々な環境に、教育分野の知識と、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ってアプローチし、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の課題解決を支援している。また、専門性を持った助言を行う

⑥「スクール・サポート・スタッフ」の配置（令和元年6月から）

- ・教員の事務業務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保および時間外勤務の軽減を図る ※令和5年度は、小学校11校、義務教育学校1校の計12校に配置

⑦小学校陸上競技大会の会場設営の一部委託（令和元年から）

- ・テントの設営や駐車場の準備および管理等について業者に一部委託

⑧学校水泳授業民間屋内プールの活用（令和3年から）

- ・水泳指導における児童の安全面及びインストラクターによる泳力の向上を確保するとともに、水泳指導における教員の負担について軽減を図る
※R3～R7：小学校（義務教育学校前期課程含）
※R8～R10：中学校（義務教育学校後期課程含）

⑨「部活動指導員」の配置（令和5年から）

- ・各校に部活動指導員を配置することにより、教員の時間外勤務及び部活動指導の負担について軽減を図る ※R5 全中学校配置予定（1校1部活）

⑩校務支援システムの導入（平成30年度～）

- ・通知表及び指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図っている

⑪音声ガイダンス電話の設置（令和元年7月から）

通話自動録音機能電話の設置（令和4年12月から）

- ・目的に応じメッセージ機能や録音機能を設け、子どもへの教育活動の向上に資するもの

⑫ICTを活用したアンケート集計（令和元年から）

- ・ICTを活用し、電子でのアンケート集計を行うことで、従来行われていた手作業での集計等の業務量が削減され、本来行うべき分析等に時間を割くことができている。また、個人や学校全体のデータが蓄積されることにより、経年分析や個人への導入に役立てることもできる

⑬自動採点システムの導入（令和4年4月から）

- ・定期テスト等の採点時間を短縮 ※全中学校

⑭保護者連絡用アプリの活用（令和5年から）

- ・学校への出欠連絡等のツールとして活用することにより、出欠情報の共有及び正確性の向上を行う

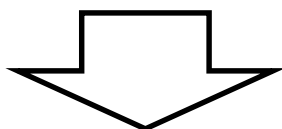
⑮GIGAスクール構想の推進（令和3年から）

- ・1人1台学習用端末とAIドリル教材や授業支援ソフト等を効果的に活用して、学習活動を行うことにより、教員の授業準備や成績処理等の業務負担が軽減され、児童生徒の個別最適化された学びや創造性を育む学びを充実させるもの。

6. 今後の本市教職員の働き方改革推進について

本市の働き方改革の目的（再掲）

- (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- (2) 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること



目標

教職員の時間外勤務時間の軽減

「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- ・1箇月について 45 時間
- ・1年について 360 時間

(1) 教職員の意識改革

- ・月 80 時間超の時間外在校等時間の解消（緊急）

(2) 学校運営体制の見直し

- ・各教員が担う業務量の平準化
- ・小学校における教科担任制の導入
- ・授業時間数の見直し
- ・ゲストティーチャーなど地域人材活用の推進

(3) DX化の推進

- ・DXの視点を取り入れた業務改善
(例) 各種調査、分析業務、照会・回答業務 等
- ・市から学校への調査、アンケート等のDX化
- ・学校における業務改善の好事例の収集・紹介

(4) 行事等の見直し

- ・市主催の行事や学校行事及び各種研修等の改善・見直し

(5) 専門スタッフの活用等

- ・業務の効率化
- ・人材確保
(例) 「介助員」「支援員」、「学校図書館司書」、「学校看護師」、「スクール・ソーシャル・ワーカー」、「スクール・サポート・スタッフ」 等

(6) 部活動における負担軽減（地域移行を含めた部活動の在り方の見直し）

- ・部活動指導員の拡充

医療的ケア機能を備えた認定こども園運営事業者の決定について

こども未来室

令和 8 年 4 月開設予定の市立芦部保育園の民営化に伴う、医療的ケア機能を備えた認定こども園の運営事業者を下記のとおり決定しました。

記

1. 運営事業者

事業者名：社会福祉法人 大阪愛心会

2. 募集内容

(1) 事業内容

事業種別：幼保連携型認定こども園

定 員：1 号定員（幼稚園部分） 15 人

2・3 号定員（保育所部分）120 人

（上記のうち、医療的ケア児の受入れは 10 人程度を予定）

開設場所：消防本部跡地（一条院町）

開 園 日：令和 8 年 4 月 1 日（予定）

(2) 募集期間

令和 5 年 8 月 1 日～9 月 29 日（事前審査書類提出締切は 8 月 31 日）

3. 和泉市立保育所移管選考委員会の審査

(1) 応募事業者：社会福祉法人 大阪愛心会（1 事業者）

(2) 応募事業者の得点（書類審査 50 点+ヒアリング審査 50 点 計 100 点満点）

事業者名	書類審査	ヒアリング審査	合計
社会福祉法人 大阪愛心会	39.7	35.5	75.2

※書類審査とヒアリング審査の合計が合格基準点（57 点）以上のため、運営事業者として決定

4. 今後の予定

準備が整い次第、芦部保育園の保護者への説明を行い、開園に向けて保護者・事業者・市の 3 者協議会を適宜開催します。

令和 7 年 3 月～施設整備等、令和 8 年 4 月開園に向け、運営事業者とともに取り組んでまいります。